

平成20年度 第2回洞爺地区地域審議会会議録

日 時 平成20年9月8日(月)

16時30分から

場 所 洞爺総合センター大会議室

会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 町長あいさつ

4 議 題

(1) 富丘コミュニティ施設建設事業について

(2) まちづくり交付金事業(芸術館通り)について

(3) 上下水道料金改定について

(4) その他

準都市計画について

洞爺火葬場の今後のあり方について

新規就農促進対策事業について

5 その他

9 閉 会

出席委員

伊 藤 文 雄 矢 野 克 典 藤 盛 重 晴 高 橋 哲 也  
原 昌 明 大 廣 博 子 和 泉 清 志 岩 原 義 美

欠席委員

稲 實 邦 章 毛 利 政 則

会議に出席した町職員等

長 崎 良 夫 村 上 正 弘 星 一 郎  
遠 藤 秀 男 高 橋 泰 夫 傳 正 宏 大 西 康 典  
西 代 光 明

1 開 会 16:30

2 会長あいさつ

皆さんこんにちは。9月に入りましたが8月と逆となった気候であります皆さん暑さで苦労されていると思います。今回第2回の地域審議会にお集まりいただきまして、皆さんのご意見を取りまとめていきたい思いますのでよろしくお願い致します。

3 町長あいさつ

本日は大変お忙しいところ洞爺地区の地域審議会にご出席いただきましてありがとうございます。7月の7・8・9日と3日間北海道洞爺湖サミットがこの洞爺湖町で開催されましたが、大変心配されましたが受入態勢が心配されるようなこともなく大変スムーズに国際的な会合が開催されたと新聞等によりますと大変成功裏に終わったと評価もあり開催地としても喜んでいるところであります。今後はサミット後の洞爺湖町の方角付けなどについても大きな視野に立って進めていくことが必要ではなかろうか考えて今後サミット後の地域づくり等を皆さんもご意見等聴く機会があろうかと思ひます今日はよろしくお願ひ致します。

今日は数多き議題ではございますが、今年度の予算計上している事業で今月まもなく入札等を実施予定致しております事業なので皆様に概要をご説明も申し上げたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。大変お忙しいところお集まり頂きましたことを感謝申し上げますご挨拶と代えさせていただきます。

**副支所長** それでは議題に入ります前に資料の確認をして頂きたいと思ひます。

資料1 富丘コミュニティ施設建設工事資料、資料2 芸術文化通り図面、資料3 洞爺火葬場の今後のあり方について、その他上下水道料金の統一案説明資料、洞爺湖町準都市計画策定委員会設置要綱であります。

それでは議題のほうは会長が議事が行ふこととなっておりますので会長方で議事に入ることとなりますのでよろしくお願ひします。

**議長（伊藤）** それでは、議題に入ります。

議題（1）富丘コミュニティ施設建設事業についてを説明願ひします。

**支所長** それでは富丘コミュニティ施設建設事業についてご説明いたします。

資料の1でございますが当初富丘コミセンの総事業費2、100万で要求しておりました。そのうち洞爺地域ふるさと振興基金1、100万、地域振興補助金で1、000万を北海道へ要望しておりましたが集会所がコミュニティセンターの優先度が低いということで今年度採択にならなかったことから全額町負担となったことから自治会等と調整を行いまして事業費の見直しを行った結果、総事業費約1、600万円で財源としまして洞爺地域ふるさと振興基金から全額支出することで進めてまいりたいと考えております。建設場所としまして富丘56番地13で旧富丘小学校跡地となっております施設名としまして（仮称）富丘集会所、総事業費約1、600万円、事業内容としまして施設整備、建築、電気設備等で木造平屋建てで面積については59.49㎡、約18坪です。外工整備としまして取り付け道路、駐車場、12、000㎡、給水施設としてポーリングで掘削震度30mを予定しております。

**副支所長** 図面につきましては、富丘学校跡地で面積12、300㎡用地を確保し、集会施設、駐車場、取り付け道路、外灯等この面積が260㎡で、この隣の大きな地番ですがここに神内ファームの牛舎等が今建築中でございます。道々からすぐ入れるような特に冬の除雪対策を考えまして位置を配してます。つづきまして次のページはその拡大図でございます。富丘集会所59.49㎡、取り付け道路、駐車場については200㎡、取り付け道路25m、外灯1基として考えております。つづきましては4ページですが集会所の見取り図でございます。集会室和室は10畳・6畳台所8畳そのほかに玄関ホール、物置、トイレということで面積59.49㎡約18

坪の施設でございます。つづきましては5ページですが立面図でこのような木造平屋建ての形となっております。最後ですが6ページ目外部鉄等を設けましてポンプを設置しまして深さ30mでこのような形で集会所へ繋げる形をとっております。以上でございます。

議長（伊藤） ただいま、担当から資料に基づいて説明を受けました。

皆さんの方から質問等がありましたらよろしくお願い致します。

委員 神内ファームの住宅は何戸ですか。

副支所長 4戸

委員 それはどこにありますか。

副支所長 56の4北側にあります。

委員 牛舎の方にあるのですか。

産業課長 説明させていただきます。図面がありますが、この境界、黄色い部分が境界となります。このライン沿いに住宅が4棟と従業員用の住宅が1棟合わせて5棟となります。この図面の上のほうになります。

委員 冬にいったことがないが道路の取付けはここでよいのか。

こちらのほうは、開けているのか。

支所長 まだ神内さんが見えになっておりませんが旧小林さん宅の向こう側ですが土木現業所に要望を出しております。

産業課長 具体的には、この農道と町道の接点まで除雪をしていただくということで土木現業所に要望を出しております。

委員 もとの神社はどのあたりか。

副支所長 もとの神社は左側

委員 当初計画から建物の面積はどのくらい減少したのか。設備が縮小したのか。

副支所長 広さは2坪ほど減少で資材とかを落として計算したら約200万ほど減少している。その他東屋とかを落としている。

支所長 当初2,100万円を1,600万円に変更している。補助金が採択されなかったということで洞爺地域ふるさと振興基金から支出を予定している。

委員 基金はそんなにあるのか。

支所長 基金につきましてはマザーの関係で支出した関係がありまして今ほとんどありません。

委員 わりと狭いですね。

支所長 今、自治会が16世帯ありまして神内さんが4世帯が加わりまして20世帯40人位になります。

委員 全額負担というのは痛いね。

支所長 地域政策補助金の中で集会施設の優先度からすると下のほうなので

委員 集会施設としては10畳と6畳が一つになるという造りですか。

支所長 はい、その通りです。 図面等につきましても地域の方との話し合いの中で出しております工法とかもご理解を頂いております。

委員 将来を見越してこのくらいで良いであろうとの話になっているのか。

支所長 はい。

- 委員 神内さんの関係4戸5棟で入り神内さんの概略しか聞いていないが牛の臭とかのことがないと思うが大きな問題たとえばひとつの話合いの場所、事務所はあると思いますが、そういう場所でお互いに理解を深め合うのが良いでしょう。
- 町長 この町内と議会との話合いはついているのでしょうか。
- 支所長 はい。
- 委員 いつごろ仕上がるのですか。
- 副支所長 だいたい12月ごろには完成する予定です。
- 町長 もう近じか発注します。今日の会議の模様で・・・。
- 議長（伊藤） はい、皆様の方から何かありませんか。
- 委員 色々な問題が出てくるかと思いますが、早く良いも安心して使えるものを作ってあげてください。
- 議長（伊藤） 特になければ議題2「まちづくり交付金事業（芸術館通り）について」を議題と致します。事務局より説明願います。
- 副支所長 それでは、資料2をご覧ください。2枚ものの図面でございますが、変更前が1枚目に変更後が2枚目でございます。一応基本設計でございますが、このあと実施設計を行っていく予定でございます。一枚目の変更前の図面でございますが当初芸術館前の道路が狭いということで護岸をせり出して湖畔側に歩道を付けるというような計画で考えておりましたが色々と庁内で協議した結果、護岸をいじるとかなりの費用がかかりますので、既設の護岸を活用しまして、歩道を北側、民地側に2m、民地を購入しまして歩道を付ける。護岸につきましては一部の親水性の機能を高めるという意味で階段工を考えておりましたので、階段工のmを半分にしまして整備したいということで、4,500万円ほどの予算を考えておりましたが、変更することにより3,000万円ほど前後の予算ですむと考えており、財政が厳しいおり、歩道を山側に付ける、民地を幅2m×80m購入したい、歩道を整備した場合山側に栗の木が3本ありまして栗の木も処分しながら整備していきたいと考えておりました、周りの人々、所有者の方ともご意見を頂き、このような設計にしていきたいと考えております。
- 議長（伊藤） 設計変更で計画が変更したいという説明でございます。
- 委員 歩道を北側に変えるというのが三樹園前の歩道は湖畔側にあるのでは・・・。湖畔側に歩道を付けたほうがまっすぐ道路を渡らずに歩けるのでは・・・。
- 副支所長 色々協議した結果歩道を整備することによって芸術館の見通しがかなり良くなる。問題は事業費ですが、事業費を軽減するという事で護岸の整備をあまりいじらない形で民地を買い上げて軽減されるということでこのような形をとりたいなということで色々庁内で協議した結果です。
- 委員 とりたいなではだめでわなないか。とれるんだ言わなければ。庁内とは町内ではなく役場の庁内の事だろ。
- 委員 これはワイドは変わらないのですよね。道幅は。護岸側もってきて湖側に歩道を設置しながらその先に車道を整備することはできなかったのか。変更後の中で湖側に歩道もってきて車道を新たに購入する民地にもっていくセッティ

ングは成り立たないのか。

副支所長 芸術館の前の広場を整備しておりますので芸術館の道路、階段等のスロープがこれにあたってしまう歩道側が

委 員 気持的には湖畔側に歩道がほしい。階段、スロープに改良するお金が掛かると仮定してもどうなのでしょう。専門家でもないので庁内で協議する難しいことはわかりませんが・・・。

副支所長 広場とスロープのぶっつけなのですが、これに関しては交付金事業でやっ  
てしまっているので、そこをまた改良する話にはならない。

町 長 それよりも湖畔側に歩道を持っていけないでしょ。

副支所長 結局自然木がありまして、それを交わさないということがありまして、まっ  
すぐな歩道ができない。

委 員 歩道は曲がっていても良いであろう。なんでもかんででもまっすぐな道路で  
なくても・・・通りなんだから・・・道路だって曲がっていれば車もそんなにスピ  
ードださないと思うよ。

委 員 むしろそのまま拡幅してもらって歩道はいらないのでは。

委 員 車が走るのなら、歩道は必要

委 員 今後どのくらい交通量が増えるのか。

町 長 美術館ができたのと水の駅との連携させるためには必要である。

委 員 駐車場を利用させるためには、街を通って・・・あの道路は車で行っても駐車  
場には入れない。美術館に

委 員 車の流れが外のところからきた方が水の駅を利用したときにお客さんを見て  
いても同じ平面状に観光客が湖畔に写真を撮りに行く。そうすると車をセンタ  
ー側に止せて前からくるとすれ違えない。そういう状況である。夏の観光のこ  
とを考えると歩道が必要である。

委 員 ただ車道があれ以上広くならないのでしょうか。あれに歩道を 2mの歩道をつ  
けるのでしょうか。

委 員 5.5m ですからセンターラインのない車道ではある。ただ歩道ができますと広  
くは見えます。

支所長 実際には土・日曜などは芸術館にくるお客さんの半数以上は水の駅の方から  
来ています。そういう部分ではこの道路は歩行者に使われている。

委 員 せっかくこの道路を整備するのであれば水の駅の方からも車がいって芸術館  
にも駐車ができるようなものをどちらからも入れる。

副支所長 今現在は回らなければいけない。計画では水の駅の方から歩いて芸術館に誘  
導するという計画できておりますので。

委 員 水の駅の駐車場に車を止めて芸術館へ異動するのが徹底していればよいので  
すが・・・。

委 員 利用者側から考えた場合駐車場に入るのに湖側から入りたいとか要望はない  
のか。

支所長 極端な例ではありますが間違っ  
て入ってきて芸上館の駐車場  
で回っていくことが多いです。

町 長 水の駅の方から芸術館が見えるようなそのようなものになれば良いのですが、民地を購入することにより見えるようになるのではないか。

委 員 そうか寄付ということはないか。芸術館に湖畔側から入れないは今ひとつかなと思う。

委 員 むしろ車を通さないほうが良いのでは。

委 員 やはり歩行者が通れない道でなければならぬと思うが・・・。

委 員 歩道は一段高くなるのか。段差のない歩道でも良いのでは

副支所長 色々な工法がありますから仕切りを設けて行くこともできますが、水の処理でこのようになっている。角のT字路をカーブを切って緩やかなカーブにして安全な処理にしたいと思っております。栗の木が3本あることによって芸術館が全部隠れてしまうのでこれを処理したいと考えております。

委 員 所有権者とは話がついているのか。

副支所長 大丈夫です。下の保安林に関しては管理外ですが。前は風致保安林の地域に入っていましたが15年前に風致保安林が道路使われているということで自主的に町が道の指定保安林を解除している。

委 員 国が

副支所長 村の土地ですが

委 員 何の木ですか

副支所長 栗の木が3本私有地に

委 員 怪我をしたら大変ですね。

副支所長 道路の清掃も大変です。

委 員 できるものなら残してうまく縫って歩かせたらよいと思うし、木の陰で芸術館・水の駅が見えるとか見えないとかあまり考えなくても良い。見えたから行くというものでもないと思うし、見えたから興味のない人は絶対行かないし、そういうところにあれするよりは今の立地をうまく生かした形で進めてもらったほうが良いのかなと思うし、湖畔側で設定した方が良く、スロープだとか芸術館の前のことを言っているけど、その辺も道路に合わせてどのように出来るかわからないけど入り口から横断歩道を設置し渡ることも可能だろうし、道々に出るまでずっと湖畔側を歩けるんだよね。栗の木はね。

委 員 木はこの改修することで自然と無くなるエリアに入っていますよね。

町 長 木を3本とも切ってしまうのではないのでしょうか。

副支所長 今のところ3本切る予定です。

委 員 もったいない。

副支所長 民地側の栗の木、湖畔側は自然木なので切らない。山側の角の1本あります。あと三橋さん側に2本あります。今回民地を買った持ち主は芸術家で今キタラの作曲の顧問なさっていて、ここにある程度アトリエと自分が住む家を建てたいということで、庭とかを整備するにあたって栗の葉とかがかなり障害になるということで、その方も道路を建設するにあたっては協力しますとおっしゃってました。ただ、景観的には移してほしくない。このアトリエができましたら地域の子供たちに対して指導していきたいというようなことであります。その

ようなことで道路と私有地の緩衝地帯ということで歩道をつけたらいいのかなという意味合いも兼ねて山側に歩道をつけようと考えております。

委員 購入した方が芸術家であろうが、その方の意向がどうであろうがそこまで考えなくても良いのでは・・・。

委員 今のはそう言うことが在ると言うことで・・・。

議長 それによって予算が減額されますという説明もありました。1,500万円。逆に歩道が擁壁の傍の方が工事費が下がるような気がしますが、道路がせり出した部分余計掘り起こして、入れたりして

委員 そのところがネックなのです。既設の部分が。これがなければ歩道が・・・。

委員 自転車等で通る者としては、歩道を通じてほしいのですね。洞爺川から芸術館前まで湖畔側に歩道があるのでとても不便である。

委員 実際には面積的には同じなんでしょう。2m購入するのは同じですし

委員 敷地面積は変わらないけど自質は多少出入りはあると思います。

町長 護岸はそのままでしょう。

副支所長 護岸は今のままで、歩道を湖畔側に作るとなると護岸を2m湖畔側に出して作る事となる。護岸を作るだけで1,500万円くらいかかる。見えてる部分だけでなく下に数メートル押さえを入れなくてはいけない。

委員 杭の問題だけではなく湖畔がオーバーハングになって水が入ってきている。際限がないですね。

委員 でも、何か変ですね。歩道は湖畔側に作るべきだな。今の歩道からすんなり歩ける歩道を作るべきだと思う。どちらにしても芸術館にこの通り走ったのでは車はいれないのでしょうか。

委員 駐車場の杭を抜けば入れる。交通安全上どうかはわからないが。

委員 杭を抜きどちらからでも入り抜かれるのであれば違うのでしょうか・・・。

委員 車止めがあるなら一般車両は入ってこないでしょう。

議長 みなさんの意見としては、湖畔側に歩道があったほうが良いのではないかとの意見ですね。

町長 いつまでまとめればよいのか。

副支所長 今年度は設計で

町長 今年度ではなく計画変更は

副支所長 計画変更はないです。

議長 当初の予定からできない理由は予算の面だけですか。

副支所長 予算の軽減もありますが、全体的には景観的には栗の木とか一番考えていたのは水の駅からの道路、人の誘導ということで考えておりますので、ここを通り車を止めたいという考えはなかった。日陰に車を止めて休んでいる方もかなりいるので

町長 内部で検討して保留としてもらったらどうでしょう。

副支所長 まだ、発注するところまではいってない。

委員 重大なことがあって変更になったならわかるが芸術館前のすり合わせがうまくいかないのでは最初の計画がお粗末になる。

委員 ひとつ心配なのは擁壁を切ったときに想像以上に地形が傾く地形ではありませんね。

町長 護岸ね。

委員 今現在護岸はもってますが、今の強度で施工するとなれば地盤がかなり落ちてしまう。

委員 当初の計画では、湖畔側に歩道なのだから強度的には車道をもってくるより少なくてすむのではないか。

委員 計算は歩道だけの計算ではなく車道を含んだ重量の計算となることから歩道だけの強度だけではない。

委員 今の車道に歩道をつけるのか

副支所長 護岸を計算しないと歩道がつかない。

委員 変更前ですと護岸をいじらないとだめですが

町長 土木現業所との協議も必要となる。

副支所長 環境省も護岸は道路のあるところなので安全施設を設けて水に水没しないようであれば許可は出せるとの見解をいただいています。

委員 不確定要素ということで申し上げましたが、そういう難しさはあります。理想としては湖側に歩道をつけたいのと両方ですね。

副支所長 湖側に歩道を設けると三橋さんのところが狭くなり護岸が道路の方に歩道を作ることができなくなる。

委員 三橋さんのところに協力してもらい護岸をそのままにし山側に整備できないのか。

事務局 それが昨年整備した取付が障害になる。

委員 芸術館の前のここを湖側に広げなければならない。

委員 ここはどのくらい湖側に広げなければならないのか。

委員 計画では7.5m確保してますよね。用地を確保しようとして、護岸を触らないとしたならば、ここを確立して既設の護岸からこちらに入ってくる。

委員 ここは触れない。

委員 環境省なり土木現業所なりの許可がもらえるなら、可能かどうかわからないけど湖畔側に橋を架けるなどの方法もあるのではないか。

町長 環境省が了承してもらえるか疑問である。

委員 車道がまっすぐの必要はないと思う。大きく湾曲してるほうがイメージ的には良いと思う。縦の道路がまっすぐで横の道路は湾曲していても良いのではないか。

委員 芸術館の方に歩道を作るほうが問題が少ない。

委員 歩道を歩く人は芸術館の正面玄関から入らないとだめか。

支所長 横から入っても良い。

委員 護岸を触らないでも、実際に工事が始まって、やはり護岸がだめだったという可能性はあるわけですよ。

委員 護岸は触れない状態はあります。奥尻の地震の時に調査したときに湖側からえぐられたようにハングした。

委員 今の変更後の歩道を延ばした場合、通行に支障がでるほど車道はかなり曲がり

ますか。

副支所長 三樹園側に歩道が50cm入っている。それを2m歩道を取ると2.5mくらいがきができる。道路の半分くらいずれる。

委 員 湖畔側の歩道を付けた場合は問題ではないのではないかと。仮に車道をつけた場合にはかなりの影響のある道路になってしまうのではないかと。サーキットをやるわけではないのだから

委 員 サーキットでもグンと曲げてでスピードを落とさせるわけですから。旧役場の敷地の部分はいじれないのか。

副支所長 取付、広場ですね湖畔に出るスロープと階段の部分が整備されていますのでできない。

委 員 補助金の関係ですか。

副支所長 交付金事業で国のお金が入っている。

委 員 やるのはまずいということですか。

副支所長 できないということです。

委 員 お金がない。できません。ということは何を考えて作ったのか。

委 員 変更後の予算はいくらですか。

副支所長 3,300万円です。

委 員 このままやった場合またね、過去にもいくつか例があつたと聞いていますが、こっちに道路あっち道路をつけて通れないとかいくつか聞いたことがあるが、またその繰り返しになってもしやじゃない。僕はせっかくこういった協議をさせて頂く場があるので言わせて頂くだけなのですが、私が間違っているかもしれませんが。私はそう思っていることをお伝えしておきたいということです。たとえばのようなことがあろうとも向こうに出向いて、なんとかこう言う形でできないのかとか不可能だとしたら何をクリアすれば可能になるはずだから、やりもせず不可能です。だめです。できません。といったら世の中そういったことができなくなってしまふ。

委 員 1,500万円の違いは護岸の関係だけですか。

副支所長 そうです。

委 員 この階段工の部分が大きいということではないですか。護岸の方にお金が掛かるといことですね。

副支所長 そうです。

委 員 補助金の市町村負担はどのくらいあるのですか。

副支所長 3.5くらい。それに起債の関係とかが付く。

委 員 1,500万円減額できてだれが良かったと思いますか。

委 員 最終的には住民だと思われまふ。

委 員 安くてよかったというものより金を掛けてよかったというものを俺は作ってほしい。できるものであれば。

委 員 もう少し時間をかけて検討していただきたい。

委 員 芸術館前を手をかけて多少ペナルティとなつても、後の将来のためにも金をかけてもやった方が良くと思う。当初の計画とおりやれと言うことではない。

委員 当初の計画では木のある湖畔側の方は歩道になる予定でしたよね。空間的には相当広いですよ。

支所長 芸術館まではある程度幅はとれる。

委員 でも、現実にはそっちは歩道ではないということでしょう。許可になっても広い歩道がなくなるようですね。

委員 時間はまだあるのですか。検討する時間は

副支所長 1ヶ月も無いくらい。

委員 がまんしてくれではどうにもならない。

町長 まだ、時間あるでしょう。

副支所長 予算に合わせて設計をするのであれば

町長 ちょっと、検討する。

議長(伊藤) 歩道の湖畔側の可能性について内部でもう一度検討いただきたいと思います。

委員 今ある砂浜がなくなってしまうから全部擁壁になってしまう。

町長 護岸にお金をかけたくない。むしろ景観を守りたい。

委員 少し芸術館側をお金をかけても歩道がつながっていて歩けるような状態であって欲しいと思います。

委員 車道も歩道も直線でなければならないということではないんですよ。ここの出入りというか交差点の部分の摺り合わせがスムーズにいったらいい。

委員 歩道もアスファルトで計画しているのでしょうか。

支所長 普通の一般的な歩道です。

委員 芸術館通りにふさわしくない歩道ではないか。

議長(伊藤) この件についてはもう少し内部で協議していただくこととしてよろしいですか。

委員 はい。

議長(伊藤) それでは、この件について擁壁のことも含めてよろしくお願い致します。後他のこの件について何かご心配な点があればご意見を出していただきたいと思えます。

委員 第1回目の会議でまちづくり交付金の年次計画が出ておりましたが他の来年度以降計画が出ていたが、進捗状況とかいこいの家の関係があったと思いますが

副支所長\* これについては今色々協議をしておりますがいこいの家につきましては土地の問題隣のホテルの問題を含めて内部協議をしておりますが22年度事業を踏まえてということですので協議を進めております。後は道々の外灯整備ですが順調に計画とおり進んでおりますので報告致します。後は護岸の関係ですね。大きくは3つです。

委員 住宅の関係はどのようになっておりますか。

副支所長 今月発注の予定です。

委員 交付金の主な事業はそれまでか。22年度までの

副支所長 そうです。いこいの家に関しては土地の関係と隣のホテルの関係とホテルの営業内容を踏まえてじっくり協議していかなければならないと相手がいる事業なので慎重にやっていかなければならない。

委員 どのような賃貸借契約をされているかわかりませんが。

**副支所長** 今のところ、ホテルの敷地を含めて借りている状態でホテルには年間使用料をいただいて契約している状況です。事業中止とか事業整備とかそのような面に係ってきたらそのようなことを含めて処理していかなければならない。ただ契約に関しては事業をなくした場合は元に戻す契約になってますのでその辺でもかなり費用が掛かる状態もありますので慎重にやらなければなりません。すぐここで議論することにはならない。

**委員** もちろんそうですが、利用状況はどうなってますか。

**副支所長** 合併前の老人が無料のときは58,000人くらい入っていて合併により100円いただくようになってほしい11,000人ほど減り47,000人ほどで一般のお客さんはとかキャンプのお客さんは減ってません。ただ老人に関しては、温泉の施設とか洞爺湖全体のホテルの風呂も入れるようになりましたので、バスも無料ということでそちらのほうに行かれる方もいます。収入にすると合併前とで150万円ほどしか減っていない。ですから1,200万円ほどあったものが1,100万円を切るくらいです。

**委員** 老人が100円を負担するというで減ってきてるのか。

**副支所長** 他の施設に入れるようになったのでそちらのほうにかなり行かれていているようです。

**委員** 洞爺地区にいる老人はたまに温泉の方に行ってるが本当にそんなに行ってるのか。

**町長** 月浦にだいが行っている。

**副支所長** それも含めて

**委員** 町内どこへ行っても良い。

**委員** 市街地に立替る時期にきているのではないのでしょうか。水の駅の近くに持ってきて芸術館と三角に結び、水の駅駐車場なら土・日曜は常に9割から10割くらい埋まっているので、あそこに温泉があるのであればちょっと入って行くかという風になっていくのではないのでしょうか。そうするとご老人の方も近くて歩いて行けるので行きやすいという風になる。将来的に考える時期に来ている。

**委員** 景色を見て風呂に入る人は少ないと思う。風呂に入りたくて入りに行くのだと思う。わたしも先ほどの委員の意見と同じですが、土地の関係などを単純に考えていましたので、借りていたのをお返しします。いこいの家を撤収します。ホテルと地上権者はどうぞ協議してください。いこいの家が撤退することでホテルの入り込みは増えるかもしれませんよね。あそこに同じような風呂が2つあるのですから。むしろだれでも歩いていける。坂を登らないで行ける水の駅周辺でどの程度の規模のものができかわかりませんが、そこでお風呂があるというのが好ましいと思う。あの土地を今から買って、あそこを改修して行く金と元に戻すお金とどちらが高いか考えなくてはいけないと思うし、ある程度温情をつけるのではなく切っていくかなくてはいけない時期にきていると思う。お金がない時期でもあるので。

**議長（伊藤）** 長くなりますので、その件につきましてはまた後程にさせていただき、あと他の件についてありませんか。それではまちづくり交付金事業について芸術館通り

については再度協議していただくということによろしいですか。次に第3上下水道料金改定について説明をお願いします。

**上下水道課長** お手元に別冊の資料ですが水道料金（下水道料金）の統一案説明資料があるうかと思えます。これに基づいて説明させていただきたいと思えます。まず1ページ目でございますが、両地区の現状を書いております。水道料金ですが虻田地区は7区分、洞爺地区については3区分で行っております。虻田地区では4,177件、洞爺地区は772件となっております。下水道使用料ですが虻田地区は5区分に分かれておまして、温泉汚水区分がございまして、洞爺地区はなく1区分で行っております。虻田地区は3,359件、温泉汚水専用管の26件、洞爺地区は402件となっております。それぞれ洞爺地区、虻田地区で料金が若干差があります。それを見させていただきたいと思えますが6ページをご覧ください。水道料金改定案というのがございます。下のほうの洞爺簡易水道の家事用というのがございます。基本料金8立方メートル当り1,092円、超過料金1<sup>m</sup>当り136.5円となっております。その隣1,554円と194.25円とありますが今現在の虻田地区の料金でございますが基本料金で462円超過料金1トン当りで57.75円違うということとなっております。水道料金にメーター使用料というのがございますが7ページにメーター使用料というのがございまして逆に洞爺地区の方が273円で虻田地区は210円となっております洞爺地区の方が63円高くなっております。8ページをご覧ください。同じく下水道使用料の改定案ですが下水道（虻田地区）、下段に下水道（洞爺地区）となっておりますが、これも家事用をご覧いただきたいと思えますが基本料金8<sup>m</sup>当り1,260円超過料金が1<sup>m</sup>当り157.5円、隣が1,207.5円と162.75円となっておりますが、これが虻田地区の今の料金となっております。洞爺地区の方が若干高くなっております。超過料金につきましては5.25円虻田地区の方が若干高くなっております。具体的に申し上げたいと思えますが13ページをご覧ください。水道料金の経過措置案となっております。一番上に家庭用1月8<sup>m</sup>使用となっております。現行のところでございます。虻田地区で1,764円メーター使用料込みですが、洞爺地区で1,365円となっておりますメーター使用料込みの額で399円の差となっております。その下1月20<sup>m</sup>使用の場合で書いてありますが、一般的に4・5人家族で下水道も含めて20t位が平均といわれております。虻田地区で4,095円洞爺地区では3,003円差が1,092円あるということでもあります。14ページをご覧ください。先ほどは家事用を説明しましたが14ページは業務用ということで説明させていただきます。それぞれの基本水量が違いますので一概に比較できませんが業務用で1月10<sup>m</sup>使用した場合虻田地区（営業）でいきますと4,368円虻田地区（団体）で2,310円洞爺地区（業務用）で1,775円洞爺地区（団体）2,079円それぞれ使用水量、基本水量が違っており虻田地区（営業）であれば現行20<sup>m</sup>が基本です。1<sup>m</sup>使っていても20<sup>m</sup>までの基本料金が掛かる。洞爺地区も団体用で12<sup>m</sup>が基本水量で業務用につきましては10<sup>m</sup>となっております。これを1月30<sup>m</sup>使用した場合ということで比較したのが下であります。これもメーター込みですが虻田地区（営業）が6,310円、虻田地区（団体）6,195円、洞爺地区（業務用）4,924円、洞爺地区（団体）4,914

円となっております。次のページー15ページになりますが下水道の8 m<sup>3</sup>と20 m<sup>3</sup>の使用を表したものでございまして8 m<sup>3</sup>使用の場合虻田地区基本水量1,207円、洞爺地区1,260円と虻田地区が54円安いよということで、これを20 m<sup>3</sup>使用したと仮定した場合虻田地区3,160円洞爺地区が3,150円その差は10円という形になります。次に業務用10 m<sup>3</sup>使用した場合には虻田地区3,570円洞爺地区は営業であります洞爺地区は1,575円となっております。業務用30 m<sup>3</sup>使用した場合虻田地区は5,250円洞爺地区4,725円となります。1ページに戻っていただきたいと思っております。両地区の現状をお話させていただきましたが、合併の時に色々と協議がございまして合併協議の設定がございまして。これにつきましては皆様合併時の広報、しおり等の中で皆様ご存知かと思っておりますが、水道料金は現行のとおり新町に引き継ぐとなっております下水道使用料は3年以内に新料金を設定すると決定がなされております。この下水道使用料は合併する時からそれぞれの特別会計、洞爺地区の下水道の特別会計、虻田地区の下水道の特別会計を統合して運営するという事になっておりました。そういうことから3年の期限定めたものと私も理解しております。それから水道料金は下水道と違いまして上水道会計と簡水の特別会計は合併時に統合できないということがあります。そのため新町の事業等を検討したうえで料金の統一を図ろうということで期限設定をしていないものと理解しております。その下に財政状況がございまして若干それぞれの会計の状況をご説明させていただきます。まず上水道事業の会計でございます。虻田地区の水道でございますが今現在黒字になっております。大体2,000万円程度でございますが、累積欠損金があったり積立金が無かったりということでこの黒字部分を料金の低減に当てることができないということが現状でございます。2ページ目でございます。上簡易水道事業会計（洞爺地区）でございますが洞爺地区は特別会計ということでやってございまして毎年収支不足が生じておりますがその辺は一般会計から全額繰り入れして赤字にはしていないということで、ちなみに19年度は6,000万円繰り入れしていただいております。ただ19年度からそれまで簡易水道事業として抱えておりました人件費をゼロにしてございます。虻田地区の水道事業の方で全部カバーして今進めてきて人件費はない状況でございます。企業債残高8億3千万円程でございます。ただ今後老朽施設、配水管、送水ポンプ等もございましてここ数年皆様にご迷惑をおかけしております。漏水事故が洞爺地区に結構多い状況にあります。そういうことで今後素早く進めていかなければならないと考えておりますが、どうしても更新には事業費というか費用が掛かります。その財政基盤強化も今後必要かと考えます。その次財政推計評価ということで12ページをご覧ください。現状の簡易水道事業特別会計で推計したものでございます。この推計に当りましては、昨年から繰り上げ償還というのがございまして率の高い6%、7%、8%という以前の事業をしたときの借金がございまして。それは安い率に書き換えることができるという制度がありまして、それに書き換えると2,000万円程安くなる見込みがございまして、それと人件費につきましては経常しておりません。そのようなことから下のほうが歳出なのですが真ん中辺りに建設費というのがございまして。18・19の空欄は建設をなにもしてない

のですが20年度は道々の関係で移設がありまして21年度から事業で老朽管の移設を予定しております。だいたい1億4,000万円強くらいの事業費でございます。その費用を国庫補助・企業債と見込んでおりますが若干の一般財源が出てくるということでございます。そのようなことで上のほうに歳入の方の繰入金がございますが19年度決算6,000万円20年度予算で6,200万円これが27年度まで行くと4,230万円と下がります。下がるんですけども実際このうちの7割位地方交付税で措置されます。ということは1,800万円から1,300万円はまったく単独の持ち出しとなります。この補填を何とかしないとイケない。2ページに戻っていただき公共下水道事業会計で下水道につきましては一つの特別会計で実施しております。収支不足分を一般会計から繰り入れしております。大体19年度の決算では4億3千万円程の繰入金で約半分くらいは交付税で措置されるということで企業債残高が現在両地区合わせて56億程残っているという状況となっております。その下一般会計となっておりますがこれは皆様に説明するまでもなく非常に厳しい状況であることはお知りおきいただいているかと思っておりますが説明は省かせていただきます。この下に事業統合というのがありますが平成18年度に一つの自治体にある洞爺湖町にある複数の水道、上水道と簡易水道これを統合しなければならないという通達がございます。洞爺湖町としましては平成21年度に計画を立てまして平成24年から遅くても25年度に統合したいと考えております。ただ、現状のまま事業統合しますと一般会計からの繰入が交付税措置は別でございますが繰入が受けれないのが企業会計ですので、そうすると合併した時点で赤字になってしまう可能性が即強いという形になります。こういうことを私どもは考慮しまして下水道が3年以内に統一するというように考えておましてその下水道に合わせましてどうしても水道も統一していく必要があるだろうということで今回の判断に至ったものです。一般に水道料金統一という話でいきますと大体3パターン位考えられます。というのは高いのと低いとのがありますから安い方に合わせる。それから高いほうに合わせる。それから中間をとる。一般的な統一手順かなと考えております。私どもそれに合わせて考えておまして水道料金のほうですがまず低い方ですが洞爺地区に合わせた場合どのようになるか考えてみますと虻田地区の上水道会計が大体5千4百万円程減少します。そうすると上水道会計自体が赤字で累積欠損金が解消されず、ここに補填財源とありますがこれまで借りてきた起債の元金の支払があります。その支払ができない。会計が成り立っていきません。次に中間を取りますと大体上水道が2千7百万円位減るだろう。この場合若干赤字も出るでしょうし時によっては黒字になることもあるだろうという均衡ラインですけどもただこれまでの累積欠損金がまったく解消にならない。先ほど申し上げた元金も返していけない状況となっております。中間をとった場合簡易水道会計で年間4百万円位増加し、これに一般会計からの繰入が若干減るということです。高いほうの虻田地区に合わせた場合上水道会計の料金が年間3百万円程減少する。実際には0なのですが上水道の方の区分を若干変更したい。これによって虻田地区の高かった部分を少し安くしたいという考えもございます。それによって3百万円程減るということです。この場合ですとこれ

までどおりの黒字決算が考えられます。一方簡易水道会計は大体年間 8 百万円程増えるという推定でございまして、これによりまして財政の基盤強化されるということで今後予定されます更新事業等も幾分かできるかなと考えております。このように考えますと料金は虻田地区の方を基本として考えざるを得ないと考えております。3 ページ目ですが統一に併せて見直した事項で区分の簡略化で虻田地区での営業用 1 種と官公署・学校団体用、洞爺地区の業務用と団体用をそれぞれ分かれておりますが家事用以外は分ける必要があるのだろうかというのがありまして一つの業務用にしたいと考えております。それから一部区分の基本水量(料金)の低減ということで虻田地区の営業 1 種 20 m<sup>3</sup>の基本水量ですがこれが非常に不公平感がありましてこれを 10 m<sup>3</sup>まで下げて料金を統一したいと考えております。次に下水道使用料ですが、下水道使用料は先ほど説明しました両地区でさほど差がありません。ただ洞爺地区では区分が一つだった。虻田地区においても水道料金の官公署・団体用がございまして水道で官公署・団体用で使用の方は下水道は家事用の料金体系を使っていました。ちょっと難しい面もあったのでそれらを解消するために業務用を設けるといふふうに考えております。これによりまして洞爺地区の一般家庭用では 52.5 円減額、超過料金 5.25 円増ということです。業務用では 8 m<sup>3</sup>から 10 m<sup>3</sup>まで今まで区分がございましてしたので変更してそれで若干増になるということです。このような考えによりまして上下水道事業運営審議会がございまして町内 10 人の方で構成していただいているのですがそのうち 4 名の方が洞爺地区の方をお願いしてございます。2 月 7 日に諮問をしております。これが 5 ページから 8 ページにあります。4 回の会議をしております。8 月 11 日に答申をいただきまして、それが 9 ページから 11 ページにございます。10 ページをご覧下さい。10 ページに答申をコピーしたのですが答申事項でございまして、水道料金体系及び下水道使用料体系の統一は町の諮問のとおりとするのが妥当である。しかし、統一案のうち水道料金については洞爺地区の住民、事業所に大きな負担増を求めるものであることから 3 か年での段階的な統一を行うべきである。メーター使用料は洞爺地区では引き下げとなることから、当初からの統一が妥当である。下水道使用料については区分の違いがあるものの大きな格差はないので当初からの統一が妥当である。実施時期については住民理解対策を確実にを行う必要があることから平成 21 年度以降とするのが望ましい。ということでございます。この答申を受けまして私どもの今後の水道料金のあり方というものを考えまして 3 ページに戻っていただき一番下でございまして町の方を決定いたしました。統一の時期及び経過措置案となっておりますが統一の時期ですが平成 21 年度から実施ということで経過措置 4 ページでございまして水道料金につきましては 3 か年で統一を図りたいと考えております。洞爺地区の家庭用・業務用区分につきまして 21 年度から 23 年度で虻田地区の料金まで引き上げ、基本料金ですが 8 m<sup>3</sup>で 1,365 円を 1 年目 1,456 円、2 年目 1,610 円、3 年目 1,764 円ということで 20 m<sup>3</sup>使用した場合現行 3,003 円、3 か年で 4,095 円まで持っていくということです。業務用につきましても基本料金現行 1,775 円を 3 か年で 2,152 円 30 m<sup>3</sup>使用した場合 4,924 円を 6,037 円というふうには持ってい

きたいと考えております。メーター使用料につきましては洞爺地区の方が安くなるということですので21年度から統一したいと考えております。下水道につきましても格差がさほど大きくないということで21年度から統一ということを考えております。こういう方向で私ども9月の定例会に関係条例改正案を提出させていただきますたいと考えてございます。施行日につきましては、来年度の賦課日、実は3月26日を基準にしておりまして検針が25日でひとサイクルの毎月の検針を行っており、これにあわせて3月26日を施工日として3月26日から4月25日までを使った分私どもでは5月分となりますが5月分料金からこのような料金としたいと考えております。何卒ご理解のほどよろしくお願い致します。

**議長（伊藤）** 町が上下水道運営審議会に諮問していたものに答申が出まして、その報告に基づいて説明を受けました。先に町でも住民に対して説明会をし、内容はわからなかったが広報で書いてあった事項だと思えます。資料に基づいて朗読していただきましたが、色々洞爺地区は若干下がっていきますよ。最終的には段階的には引き上げますという内容です。

**委員** 上げることには、何の問題もないと思うのですが、安いに越したことはないが審議会の負担を極力抑えるとか可能な限り時期を延ばすとかうまい表現をしているけど3年もかけてやらないといけないのか。

**上下水道課長** 審議会の中でもそのような話はありません。ただやはり洞爺地区の一番高いところで水道だけで見ますと40%近く上がってします。30トン、40トンを使っておられる方がおります。その率を見ると非常に高いなと思えます。いっぺんに持っていくのはちょっと無理かなと考えます。

**委員** メーター使用料洞爺が高くて虻田は安い一応試算してると思いますが、安くして大丈夫なのですか。

**上下水道課長** 洞爺地区は件数が少ないですね。そういうことからメーター使用料も高くなっていたかと思えます。メーター使用料を算出するに当りメーターだけのお金だけではなく8年ごとに取り替えなければなりません。替える費用も含まれます。全体としてやれば抑えられるということになります。

**委員** 住民の人達は、反論はないと思えますが、現実として洞爺地区はこれだけコストが掛かっている。行政はこれだけ負担していることがわかるように説明してもらえれば、だれも反論しないと思う。水道管とか減圧装置がどうだとか比較していったときにトン当たりとか虻田の人からこれだけ掛かっているのを表面にだしてやればいいのかと思えます。この間新聞で見た時にはただ虻田に合わせるんだだけで・・・。

**上下水道課長** 結果だけを見ますと何で虻田に合わせなければならないのかという話になるのですが、やはり簡易水道としてひとつの独立した企業として捕らえた場合、ある程度底上げをしていかないといけないと統一を考えた場合どうしても虻田の料金になってしまう。

**委員** その辺うまく表現してあげれば、そんなに反論はないと思うが。ただ、洞爺の下水道の対象世帯は何ぼあるのか。区域の世帯

**上下水道課長** 世帯までは押さえた資料はないですが、洞爺地区の方が水洗化率で80%くら

いただいたと思います。

委員 許容開始から3年以内につけなければならぬという法律だったと思いますが  
上下水道課長 それを盾にするのはなかなかできない。虻田の方でも85・86%弱の水洗化率  
で。水洗化率を高めなければならないと考えております。

委員 高めるために何かをしているのか。  
上下水道課長 めだったことはしておりません。昨年から歩こうかという話はありませんが  
なかなか歩けないのが現実でございます。

町長 洞爺地区の管は全部入っているのか。  
上下水道課長 管も街中だけです。高台は入っていません。

委員 このエリアの中でまだ接続してないのがかなりの件数あるように思っている  
のですが。許容開始の早いところは半端ではないので。水道は強制的につけると  
いう法律はないのですか。自分で水を上げてはいけないという法律はないのか。

上下水道課長 ない。

議長(伊藤) ただいま上下水道料金の改定について説明を受けました。皆様のほうから他に  
質問はありませんか。

委員 ありません。

議長(伊藤) 次にその他議題であります準都市計画についてを議題と致します。説明をお願い  
致します。

都市計画室長 建設課都市計画室長の高橋でございます。前回の審議会で準都市計画の概要を  
説明させていただきました。準都市計画につきましては町が素案を作って北海道  
に提出するということになっております。準都市計画の区域の設定です。それから  
地域地区ということで準都市計画区域を町が指定した後で地域地区を定めること  
ができるようになっております。地域地区は何かといいますと前回もお話をしたの  
ですが自分の家の隣に工場などの建物が建てるのが問題になるような場合、こ  
れを避けるために例えば工場だけはここは外しましょうとかそのようなことが条  
例で定めることができるということがあります。それから景観地区というのもあり  
ますが建物の色とか形とか高さ制限、最低の敷地面積等が準都市計画区域の中  
において同意の後にそれらの制限を条例で定めることができる。というものにな  
ります。今後町が案を作っていかなければならぬのですが町だけでなく広く町民  
の方に意見を色々出していただき一緒に準都市計画又は地域地区の指定に向け  
ていきたいと考えておりますので皆様のお手元にある洞爺湖町準都市計画策定委  
員会設置要綱により準都市計画策定委員会を設置することとして要綱を提出して  
おります。その要綱の内容ですが第1条では設置、第2条では準都市計画の素案  
及び地域地区を定める目的が書かれております。仕事としましてはここにある4  
項目であります。第4条組織となっておりますが、各団体等に所属する方から意  
見を聞くために全部で7つの項目があります。1番目からいきますと洞爺湖町都  
市計画審議会これは虻田地区で都市計画をもっておりますので都市計画審議会が  
ございます。ここから2名、それからこの審議会から2名、それから環境審議会  
から1名、それから別表第1に掲げる団体のもの各1名これは次のページ下から  
2番目別表があります。これは農業委員会、建設協会、農協、商工会この4つの

団体から1名、それから各地区の代表者となっておりますが、自治会長さんがたくさんいらっしゃると思いますがその内から3名、それから一般公募から2名、別表第2に掲げる職にあるものこれも次のページにあります、町の職員経済部長と総合支所長、全部で16名で策定委員会を組織して準都市計画を進めてまいりたいと思っております。先週から色々な委員会、審議会等をお願いしております。この審議会からも2名の選出をお願いしたいと思います。第5条は省かせていただきます。次のページですが洞爺湖町では洞爺地区の準都市計画地域導入の作業を進めていますということで町民又は団体等へ知らせる意味でこの内容で9月号の広報誌等町のホームページ掲載する予定であります。広報誌が9月10日ころに配られるということでホームページに載せるのが9月10日ということで都市計画・準都市計画をどうするのかをみなさまにお知らせする意味でホームページ・広報誌等に掲載します。次のページが一般公募の内容について書かれています。これも広報誌・ホームページ掲載する予定であります。最後のページですが図面があります。今北海道と色々協議しながら素案作りに向けて作業をしているのですがこの赤で書かれた部分囲われた部分で国立公園は除くとか保安林は外すとか道路の中心で線を引くとか川で線を引くとか字界で線を引くとかそういう決まりがございましてそれに基づいて大枠の原案・素案の素案ですが大枠の形で示しました。これの区域取につきましては策定委員会の中でこの区域は外したほうが良いとか入れたら良いとか色々協議していきたいと思っております。最後のページですがスケジュールを載せております。先ほど言いましたように上の段ですが9月10日ころから一般公募あるいは準都市計画を導入しているPRを含めて広報あるいはホームページに載せて第1回目を10月中旬ころになるかと思っております。10月から12月くらいに向けて3回くらい策定委員会を開催したいと思っております。その中で説明会住民あるいは見識者を含めて説明会をしてその前にアンケート調査を行いアンケートの内容等を決めたいと思っております。3回目の策定会を終わってから案として見識者全員に再度説明会を行って最終的にはもう少し早くなる予定でしたが7月ころには準都市計画区域の制限の効力が発揮できるのではないかと考えております。それと地域地区と下のほうに空白であります。先ほど言ったように建物の立地を制限したい建物を決める特定用途制限地域と景観地区が町の条例で設置できることとなります。その辺も策定委員会3回までの間に今後どのようにするのか協議をしてから準都市計画が指定されてからそのようなことができるわけですからそれを順次決めていきたいと思っております。今後役場だけではなく民間の意見を広く取り入れた中で準都市計画を策定していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

**議長（伊藤）** 今準都市計画策定委員会を設置したいということで内容の説明を受けました。地域審議会から2名の委員を推薦して下さい。という文書も町長からきておりますのでここで決めたいと思っております。それでは2名を推薦していただきたいと思っております。

**委員** 正副会長さんでどうでしょうか。

**議長（伊藤）** ただ今正副会長をお願いしたいとのことですが

委員 意見なし

議長（伊藤） ただ今ご推薦がありましたので私と矢野副会長で対応していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

都市計画室長 ありがとうございます。

委員 このスケジュールからいきますと4月から効力が発生するとなっているが

都市計画室長 来年7月から

委員 なんで7月から

都市計画室長 予定ですので

議長（伊藤） それではその他の案件洞爺火葬場の今後のあり方について説明をお願い致します。

村上支所長 洞爺火葬場につきまして昨年度より町政懇談会等で説明してきておりますが火葬場につきましては昭和42年に建設されて以来築41年ということでその間改修だとか小破修繕を繰り返してきましたが施設そのものの老朽化が著しいことから昨年改修時期がきたときには改修をしないで虻田火葬場へ統合を進めたいということで説明してきております。今の現状でございますが火葬内部の耐火レンガの改修とかバーナーの調整が必要になってきている状況にあります。そのような状況から早い時期に統合していきたいとの考えでございます。参考をしまして虻田火葬場の概要を載せております。

議長（伊藤） 修理が必要なのでできるだけ早く統合したいという説明でありました。

委員 例えば洞爺に住んでいる方が洞爺の火葬場が使えるのに虻田の火葬場を使いたい場合はどうなのか。

村上支所長 かまいません。洞爺湖町民であれば向こうもこちらも使用料は同じです。

委員 金額的には使用料はどうなのですか。

村上支所長 使用料は1回2万円です。どちらも同じです。

委員 町民と町民以外で差があるときいているが

村上支所長 町民と町民以外でたしか1.5倍かとなっています。トンネルが開通したことによりまして清水地区にございます火葬場まで時間にしまして25分で行けるといってもございまして昨年の説明の中でも色々な方がいらっしゃいますので洞爺火葬場を永く使って欲しいという意見もいただいておりますので、実際には火葬場をだましまし使っているのが現状であります。

委員 移動する時間はともかく遺族の方々がお待ちになる時間は実は虻田のほうが短いですね。

村上支所長 待つ時間は虻田の方が短いですね。火葬炉の関係から

委員 虻田の方は待合所はあるのですか。

村上支所長 はい。

委員 改修したらいくらかかるのですか。

村上支所長 火葬炉内部の耐火レンガの取替えで3～40万円それから火葬バーナーの調整で10～20万円くらい必要です。建物の躯体そのものもあります。

委員 建物をしなければならぬということで何百万円も掛かるということで40万50万の改修ではないと思っております。

- 村上支所長 一部補修でそれだけ掛かります。耐火レンガそのものの耐用年数がきている。
- 委 員 電話は繋がるのですか。
- 委 員 携帯電話が繋がらない。圏外になります。公衆電話はあるのですが、皆さん携帯電話を持っているのに公衆電話というのも・・・。
- 委 員 サミット前ならどうにかなったのでしょうか。
- 委 員 伊達の火葬場でもあまり良くない。
- 委 員 今は通じます。
- 委 員 火葬場の使用料ですが亡くなった人が町民の場合2万円と聞いてますが、喪主又は施主が町民で亡くなった人が町民でない場合は
- 村上支所長 亡くなった人が町民である場合に該当します。
- 委 員 最近伊達の斎場を使用される方が増えてきていますが
- 村上支所長 斎場を使用する場合伊達市に死亡届を出すのが増えてきてます。この時点で伊達の火葬場ということになります。
- 議長（伊藤） この件について終わってよろしいですか。次に新規就農促進対策事業についてを議題とします。説明をお願い致します。
- 産業課長 新規就農促進対策事業について説明させていただきます。新規就農促進対策事業とは具体的には新規就農者に対する支援制度で旧洞爺村時代の平成17年3月30日補助規則を制定しております。どのような内容かと申し上げますと新規就農した場合に交付金として100万円を出すという制度でございます。合併時にこの規則につきましては対象者が現存しているということで暫定施工するということが現在に至っております。その対象者は主に100万円交付した方には8年間は洞爺で農業をやってくださいというような基準があるものですからまだその期間に達していないため暫定施工して、その基準が満たされた段階で廃止をするという考え方でありまして、今年で対象者については8年目を迎えるものですから調整が整い次第この制度は廃止をしたいというふうに考えております。色々な情勢の中で新規就農者というのはいたって大事ではありますが厳しい農業情勢の中で既存の農業者の対応とかもろもろ考えますとどうなのかという問題もあります。それと洞爺地区に新規就農の提供のできる農地もないということもありまして、そのようなことを勘案してできるだけ早い時期にこの制度を廃止したいということを考えてきております。そこら辺の意見をお伺いしたいと考えております。よろしく申し上げます。
- 議長（伊藤） 旧洞爺村時代にあった新規就農促進対策事業ということで現在暫定で実施されているということで8年経過後には廃止をしたいということでお話がありました。皆様のご意見を伺います。
- 委 員 今の説明ですと支援制度を廃止することなのか新規就農促進対策事業自体を廃止するのか。
- 産業課長 規則これは具体的には補助規則を制定しておりますのでそれを廃止したいというふうに考えております。この制度を無くすという考えです。
- 委 員 現在何人くらいの方がいますか。
- 産業課長 1人です。平成13年度に1件です。それを言わずに申し訳ございません。平

成13年4月に1件100万円を交付しております。順調になされているというその後就農者がいないということで農業情勢もかなり変化してきたものですからこの機会に整備をさせていただくというものです。

委員

新規。後継者ではだめか。新規だからな。

産業課長

後継者対策の方を優先すべきとの声も出てきている。

委員

帰ってきたから金を出すとか。後継者だから金を出すとかは無いほういいと思う。新規といっても。

産業課長

年齢要件等もございます。20歳以上45歳未満とか。

委員

対象になるよう何とかすれというようなことはないと思うが。

議長(伊藤)

町のほうからそのような方向で進めたいということでご理解いただきたいと思えます。他にご意見ありませんか。

委員

先ほどの件ですが亡くなった方が洞爺湖町に住所がなければだめだということです。洞爺湖町以外の方が利用になった場合は倍になるということです。

議長(伊藤)

あとございませんか。

産業課長

今年の4月26日に道の駅とうや湖がオープンしたわけですがその運営状況、売り上げ状況これについて皆さんがお気になってるかと思えますので。8月末現在でどれだけの売り上げがあるかということですが4月26日にオープンして8月末現在で売り上げが約3,400万円超と言うことで大体当初予定したよりも順調に売り上げは推移しているのかなと思えます。色々な条件により変わりますが当初見込みの年間5,000万円をオーバーして年間6,000万円位には売り上げが大台に乗るのではないかという感じで捕らえておりますので参考までに報告をさせていただきます。

委員

運営はどこが行っているのか。

産業課長

企業組合を設立して法人が運営しております。洞爺湖町内の農業者、洞爺湖町内の生産者が対象で農家であれば約35軒その他加工工場を含めると50軒の製造者・地元で製造している方農業者を含めて出店している状況で手数料は17%ということです運営している状況です。

委員

手数料17%で運営していると言う事ですが赤字状態はどこが責任をあるのですか。

産業課長

当初から予定はしておりませんが、基盤が確立するまでは3年以内で町が助成をします。当初計算をして売り上げと赤字分を計算して町の補助金として補填します。ただし3年以内に基盤を作って独立をしたいと考えております。3年間頑張ってください。その中で独立ができるよう形を見出してください。という考えとなっております。

委員

この8月までで3,400万円の売り上げがありました。この3,400万円の収支の比率はどのようなのですか。

産業課長

当初計画年間5,000万円ということで設定しておりますので予定よりも良い状況で町の出す補助金で今年度は十分運営できるという形になっております。

議長(伊藤)

他にございませんか。はい、以上が本日の議題で決まっております議題です。審議を終了してよろしいですか。

委員 はい。

議長（伊藤） 第2回の洞爺地区地域審議会活発に意見を出していただきうれしく思います。まだ、任期も残っておりますので今後開かれる地域審議会も今同様の発言を期待しております。本日はごくろうさまでした。

閉会 18:40